

第 144 回秋田県種苗交換会能代市協賛会
外小間出店募集要項

第 144 回秋田県種苗交換会における外小間の募集及び出店条件等については、この要項の定めるところによる。

1 募集内容

(1) 申込条件

秋田県内で、居住かつ営業している業者で、下記のいずれかに該当し、基本的に会期中(令和3年10月29日～11月4日)の全ての日に出店できる方。

販売または展示する物品は、公序良俗に反しないものに限る。

- ア 一般事業者
- イ 仏壇・石材事業者
- ウ 大区画使用事業者(農業機械・農業資材・建設機械・庭石等)
- エ 秋田県街商協会会員

(2) 申込区分

外小間出店

2 申込方法

下記の様式に必要事項を記入し、第 144 回秋田県種苗交換会能代市協賛会(以下「協賛会」という)に持参又は郵送するものとする。必要書類が不足の場合は受理できない。なお、電話による申し込みは受け付けない。

また、秋田県街商協会会員の申込方法は協賛会が別に定める。

(1) 必要書類

- | | | |
|---|------------|---|
| ア | 出店申込書 | 様式第 1 号(外小間出店) |
| イ | 誓約書 | 様式第 5 号(共通) |
| ウ | 出店(展)責任者名簿 | 様式第 6 号(共通) |
| エ | 営業補助者表 | 様式第 7 号(共通) |
| オ | 営業補助者名簿 | 様式第 8 号(共通) |
| カ | 同意書 | 様式第 9 号(共通) ※必要な場合 |
| キ | 証明用写真 | 出店(展)責任者、営業補助者
各 2 枚(縦 3.0cm 横 2.4cm)裏面に氏名記入 |
| ク | その他提出書類 | |
- 出店(展)責任者、営業補助者全員の次のいずれかの書類の写しを提出すること。
- ① 運転免許証(裏面の備考欄に記載がある者は両面)
 - ② 個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)
 - ③ 住民票(個人番号の記載のないもの)

(2) 申し込み・問い合わせ先

〒016-8501

秋田県能代市上町1番3号

第144回秋田県種苗交換会能代市協賛会事務局

電話 0185-89-2209 FAX 0185-89-2199

(3) 申込期間

令和3年8月12日(木)～8月31日(火)

※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで。

3 出店条件等

(1) 出店期間 令和3年10月29日(金)～11月4日(木)

(2) 出店時間 午前9時～午後4時(最終日の11月4日は正午まで)

(3) 出店場所 能代河畔公園周辺の協賛会指定の区域

(会場のレイアウト変更に伴い、出店場所も変更になる場合がある。)

(4) 小間規格 間口2間×奥行き1.5間(3.6m×2.7m)

(5) 出店小間数 1出店者につき原則3小間まで

(仏壇・石材事業者及び大区画使用事業者を除く)

(6) 出店料 1小間 30,000円

(7) 基本設備 電球60W相当1個

(仏壇・石材事業者及び大区画使用事業者は、協賛会と協議)

(8) 追加設備料

ア 電球 1灯につき 2,000円加算(60W相当)

イ コンセント 1口につき 4,000円加算(1500W以内)

※ 自家用発電機の使用は、原則として認めない。

※ テーブル・イスは各自準備すること。

(9) 給排水

給排水については協賛会が設置する共同利用設備を利用すること。

(会場の都合上、給排水設備は各小間には設置しない。各小間での手洗い用のタンク等は出店者が準備すること。)

(10) 小間割

ア 一般事業者、仏壇・石材事業者については、関係者立ち会いのうえ、原則として公開抽選により決定する。(秋田県街商協会会員の小間割を除く。)

イ 大区画使用事業者については、協賛会で指定した小間割とする。

(11) 小間割抽選会及び出店説明会

後日、協賛会から日程等を通知する。

(12) 出店準備等

協賛会は、小間割及び事前に申し込みのあった追加設備の設置を行う。機材の搬入・据え付けなど、その他の出店準備については、出店者が行うこと。ま

た、テント設備等の固定についても出店者が行うこと。

なお、各小間におけるテント設備等の撤去については、11月5日（金）午後3時まで完了すること。

その他、搬入・搬出等、準備に関する詳細については、出店説明会で説明する。

(13) 出店料及び追加設備料について

協賛会の指定する口座に10月8日（金）までに納入すること。

4 出店許可等

- (1) 出店の許可については、書類の内容を審査した後、出店料（追加設備料含む）の納入を確認したうえで「出店許可証」を発行する。なお、「出店許可証」の再発行はしない。
- (2) 申込内容と異なる出店を行った場合は、出店許可を取り消す。
- (3) 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申込等の不正ならびに不法行為を行った場合は、出店許可を取り消す。
- (4) 出店期間中は、「出店許可証」を小間内の客から見えやすい場所に掲示するとともに、協賛会が発行する「出店責任者証」、「営業補助者証」を常に着用すること。なお、「出店許可証」の掲示、又は「出店責任者証」、もしくは「営業補助者証」の着用がない場合、出店許可を取り消す。
- (5) 「出店許可証」は、第144回秋田県種苗交換会への出店を許可するものであり、次回以降の出店を許可するものではない。
- (6) 保健所への届け出等出店に必要な関係機関への許可申請及び届出等は、出店者が行うこと。また、「営業許可証等」は、小間内の客から見えやすい場所に掲示すること。
- (7) 小間割の変更の申し出は、原則として受け付けない。また、小間の利用にあたっては、割り当てられた区画内で営業すること。
- (8) 出店責任者又は営業補助者（以下、「出店者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、出店を認めない。また、出店を認めた後でも出店を取り消す。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が、経営を支配していると認められるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているとき。

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 その他留意事項

- (1) 出店者等は、協賛会、警察、消防及び保健所の指示等に従うこと。
- (2) 会場における出店準備は、協賛会が指定する日時に行うこと。
- (3) 出店準備、撤去時及び会期中は、会場内の設備・備品を破損又は紛失しないよう、出店者の責任において必要な防護措置を講ずること。なお、破損又は紛失した場合は、出店者の負担で修理又は弁償すること。
- (4) 災害、盗難、出店許可取消し等による損害及び出店者等の過失における事故について、協賛会は一切の責任を負わない。
- (5) 参観者とのトラブル及び出店者等間のトラブルをおこさないこと。また、迷惑行為及び暴力行為をしないこと。
- (6) 出店者等は、会場内において飲酒及び賭博その他類似行為をしてはならない。
- (7) 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定とし、消費税額（地方消費税を含む）を含めた価格（税込価格）を表示すること。
- (8) 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。
- (9) 申込以上の電気容量の使用や、ソケット等で口数を増やすことは禁止とする。
- (10) 火気を使用する場合は、必ず消火器を備え付けること。
- (11) 小間店舗の装飾は、通路へのはみだしを禁止するとともに、種苗交換会会場全体の美観に配慮すること。また、隣接する小間及び周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止する。
- (12) 小間の清掃及びごみの処理は、出店者等が行うこと。また、ごみの処理は協賛会が指定する分別方法により適正に処理すること。
- (13) 搬入等に使用する車両には、協賛会が発行する「搬入許可証」を提示すること。なお、会期中の午前8時30分～午後4時（最終日の11月4日は正午）までの間は、車両を使用した小間への搬入は禁止する。
- (14) 指定場所以外への駐車は禁止とする。会場周辺の指定駐車場への駐車は、1出店者につき原則1台とし、車両の全長は5.4m以内とする。全長5.4mを超える車両については、協賛会と協議すること。
- (15) 指定駐車場へ駐車する車両には、協賛会が発行する「駐車許可証」を提示すること。それ以外の車両については、協賛会が指定する臨時駐車場へ駐車すること。
- (16) 会場周辺の指定駐車場は、近隣住民への配慮から駐車可能時間は午前7

時から午後6時までとし、夜間は閉鎖とする。なお、会場内及び指定駐車場で寝泊まりはできない。

- (17) 「搬入許可証」及び「駐車許可証」は再発行しない。
- (18) 応募多数の場合、希望小間数を調整させていただく場合がある。
- (19) 出店募集終了後に申し込みがあった場合は、申込書類等を返却する。なお、書類返却費用を除く申し込みにかかる費用等は、申込者の負担とする。
- (20) 諸事情により第144回秋田県種苗交換会が中止となった場合、出店料を返金する。ただし、出店に係る材料費等については自己負担とする。なお、出店料納入後、自己都合による出店キャンセルの場合は返金しない。
- (21) 感染症拡大を予防するため、協賛会が定める指示に従うこと。特に、対面する場所ではフェイスシールド又はマスクを着用し、ビニールカーテンで遮る等、飛沫防止に努め、小間内は随時、設備や物品の消毒・清掃を行うこと。

(参考) 期限付酒類小売業免許の届出手続について

- (1) 種苗交換会において販売場を設けて酒類を販売しようとする場合は、期限付酒類小売免許が必要である。(酒税法第9条第2項)
- (2) 会場において飲食店等がビール等をコップに注ぐなどその場で酒類を提供するような場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不必要とされている。
- (3) 酒類販売に関する手続きについては、能代税務署(電話0185-52-6111)へ問い合わせのこと。

6 個人情報の取り扱いについて

出店申込にかかる個人情報の取り扱いについては、協賛会が別に定める第144回秋田県種苗交換会出店(展)募集における個人情報の取り扱いに基づいて管理する。